

平成22年5月21日

各 位

株式会社日本トリム

代表取締役社長 森澤紳勝
(コード番号6788 東証第一部)
お問い合わせ先
執行役員管理事業部長 小川洋一
(TEL: 06-6456-4600)

当社従業員等に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成22年5月21日開催の取締役会において、以下のとおり、ストックオプションの実施等を目的として、当社従業員等に対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成22年6月24日開催予定の当社第28期定時株主総会に提案することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. ストックオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由
対象者と株主様との利益を一致させることにより、対象者が株主様と同じ視点に立って当社の業績向上に邁進する契機を創出し、もって当社の経営の発展を図ることを目的として、当社従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員並びに当社取引先、顧問等の当社協力先に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員並びに当社取引先、顧問等の当社協力先のうち、取締役会決議により承認された者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式50,000 株を総株数の上限とする。

後記(3)に定める内容の新株予約権1,000個（新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式50株とする。但し下記に定める株式の数の調整を行つた場合は、同様の調整を行う。）

なお、下記（5）に基づいて行使価額が調整される場合には、以下のとおり、新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、調整の原因となる事由が生じた時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く）に1.05 を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）、又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。なお、新株予約権の割当て後、

当社が株式の分割または併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}}{\text{時価}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から1年を経過した日から5年以内で、当該取締役会決議の定める期間。

上記により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記(7)②に定める事由が生じた場合には、下記(7)②の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件ならびに消却の事由及び消却条件

- ① 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ② (i) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社とな

る株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く）、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記（6）にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

- ③ 新株予約権の割当時において、当社の従業員、当社子会社及び当社の関係会社の従業員であつた新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ④ 新株予約権の割当時において、当社の取引先又は顧問等の当社協力先であつた新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又は顧問等の当社協力先の地位にあることを要する。
- ⑤ その他の権利の行使の条件は、本総会以後に開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「新株予約権割当契約」という）に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じた時はこれを切り上げる。残額は資本準備金に組み入れる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成22年6月24日開催予定の当社株主総会において、「当社従業員等に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する件」が承認可決されることを条件とします。

以上